

貨物利用運送事業法（外国人国際貨物利用運送事業を除く）

1. 案内情報

- 手続名：・第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の設定又は変更の認可
- 手続根拠：・貨物利用運送事業法第 26 条
・貨物利用運送事業法施行規則第 24 条
- 手続対象者：・第二種貨物利用運送事業者で利用運送約款を設定又は変更しようとする者（貨物利用運送事業法第 26 条第 2 項で準用する同法第 8 条第 3 項に該当する場合を除く。）
- 提出時期：・利用運送約款を設定又は変更しようとするとき
- 提出方法：・利用運送約款設定又は変更認可申請書を作成し、当該事業の提出先へ提出して下さい。
・鉄道利用運送事業
・内航海運利用運送事業
・外航海運利用運送事業
・国内航空利用運送事業
・国際航空利用運送事業
- 提出先については、別添提出先一覧表をご参照下さい。
- 手数料等：・なし
- 添付書類・部数：・添付書類については貨物利用運送事業法施行規則第 12 条をご参照ください。
・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 相談窓口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。
- 受付時間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書提出先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。
- 連絡先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。

3. 手続情報

- 審査基準：・貨物利用運送事業法第 26 条第 2 項で準用する同法第 8 条第 2 項
- 標準処理期間：・1 ヶ月（他の地方運輸局等を経由して申請される事案にあっては、1 ヶ月を追加する。）
- 不服申立方法：・行政不服審査法の規定による）